

社会福祉法人わらくえん保育所運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人奈良市和楽園が設置する事業所内保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 わらくえん保育所
- (2) 所在地 奈良市古市町 1886 番地の 1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 わらくえん保育所（以下当園という。）は、保育を必要とする職員の乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、保育を必要とする職員との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者職員に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、奈良市立こども園の管理運営に関する規則（平成 27 年奈良市規則第 6 号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育等の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚労省告示 117 号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第 31 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

法第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（職員の就業する時間帯の保育。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等
- (4) 一時的に保育を必要とする職員の乳児及び幼児に対して、一時保育をすることができる。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 所長 1名

所長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名 (常勤専従)

主任保育士は、保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 数名 (常勤専従、非常勤パート)

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 1名 (委託)

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

(5) 調理員 若干名 (委託)

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(保育を提供する日)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から日曜日までとする。

(保育を提供する時間)

第6条 保育を提供する時間は、保育を必要とする職員の就業時間を基準に次のとおりとする。

当園の保育時間は6時30分から20時30分までの14時間とする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第7条 当園の特定教育・保育を利用した職員は、別表1の利用者負担額を支払うものとする。

2 当園は、前項の支払を受けるほか、別表2の給食費及び特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用の支払を受けることができる。

3 前項の費用については、減免申請書(様式1)を提出することにより減免を申し出ることができる。

4 法人職員については、利用料月の翌月給与より控除する。共同利用については、利用月の翌月20日までに徴収することとする。

(利用定員)

第8条 当園の利用定員は、19名（うち自社枠2名以上）とし、年齢別の受入枠を下記のとおりする。

クラス	0歳児	1～2歳児	3歳児以上	合計
定員	6人	9人	4人	19人

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、職員からの保育の実施について申出を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) 職員が退職したとき。
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

第11条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、奈良市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも年2回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

- 2 当園の風水害、地震の各非常災害に対する具体的計画は別に定める。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 14 条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 37 号) 第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(共同利用)

第 15 条 当園は、別に定める規程により、他の社会福祉法人等と共同利用することができる。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 7 条第 1 項関係)

利用園児年齢	自社枠保育料	共同利用保育料	無償化対象者保育料
4 歳以上児	0~12,000 円	23,100 円	0 円
3 歳児	0~12,000 円	26,600 円	0 円
1、2 歳児	0~12,000 円	37,000 円	0 円
0 歳児	0~12,000 円	37,100 円	0 円
一時預かり利用料	日額 300 円	日額 1,200 円	

※ 共同利用職員の一時預かり保育は、園に在籍している兄弟等が利用できます。

※ 低所得者世帯の副食費免除

※ 0~2 歳：住民税非課税世帯 無償化

自社枠職員の利用料

雇用形態	配偶者の有無	配偶者扶養の有無	月額利用者負担額
正規職員		無	12,000 円

	有	有	6,000 円
	無	—	3,000 円
非常勤職員	有	無	6,000 円
		有	3,000 円
	無	—	0 円
一時預かり費用	—	—	日額 300 円

共同利用職員の利用料

年 齢	利用料	その他費用
0 歳児	37,100 円	
1, 2 歳児	37,000 円	
3 歳児以上	0 円	給食費
一時預かり費用	日額 1,200 円	園に在籍している兄弟等が利用できます。

共同利用職員の利用料の減免

所得割額（世帯所得）	減免額	利用料
市民税所得割額 48,600 円未満	29,100 円	8,000 円
市民税所得割額 67,000 円未満	24,600 円	12,500 円
市民税所得割額 77,101 円未満	17,100 円	20,000 円
市民税所得割額 97,000 円未満	15,100 円	22,000 円
市民税所得割額 133,000 円未満	6,600 円	30,500 円
市民税所得割額 133,000 円以上	減免無	37,100 円

和楽園職員及び共同利用職員の利用料に適用

多子軽減算定対象	第一子	第二子	第三子以降
同一生計の子ども全員	全額	半額	無料

別表 2 特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用の利用者負担金

(第7条第2項関係)

項目	内容	負担を求める理由及び目的	金額
給食費	給食に要する費用	給食費用	1日 210～330円
行事費	行事に要する実費	交通費等	必要な額
特定教育費	特定の教育をする場合に要する費用	教材費用、講師費用等	必要な額
日本スポーツ振興センター共済掛金			年額 210円